

令和4年度

第2回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

# 大多喜町農業委員会議事録

令和4年5月9日、大多喜町農業委員会会長 渡辺忠洋は、令和4年度第2回農業委員会総会を大多喜町役場大会議室に招集した。

## <会議に付した議案>

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について
- 議案第5号 農業経営基盤強化法第18条の規定による農用地利用集積計画について

## <報告事項>

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第2号 農地の転用事実に関する照会について
- 報告第3号 農地法第3条の規定による許可申請の取下について
- 報告第4号 軽微な農地改良の届出について

## <出席委員> (10名)

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1番委員：加曾利 益弘 | 2番委員：佐川 順一郎 |
| 3番委員：渡邊 さなえ | 4番委員：森 紀久嗣  |
| 5番委員：鈴木 孝一  | 6番委員：井口 峰幸  |
| 7番委員：小高 康熙  | 8番委員：矢代 とみ江 |
| 9番委員：末吉 章二  | 10番委員：渡辺 忠洋 |

## <欠席委員> ( 0名)

## <出席職員>

【事務局長】秋山 賢次 【事務局】鈴木 健司 寺井 絵里

<p>事務局長 (秋山)</p>	<p>開 会 (午後 2 時 0 0 分)</p> <p>本日はお忙しいところご出席をいただき、ありがとうございます。 ただ今から、令和 4 年度第 2 回大多喜町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日は、9 名のご出席をいただいておりますので、農用委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により本会議は成立いたします。</p> <p>なお、3 番渡辺さなえ委員については、遅刻することの連絡を受けております。</p> <p>それでは、大多喜町農業委員会会議規則第 5 条の規定により渡辺会長に議長をお願いいたします。よろしく申し上げます。</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>(渡辺会長あいさつ)</p> <p>本日はお忙しい中、令和 4 年度第 2 回総会にご出席ありがとうございます。</p> <p>第 1 回総会時に保留とした案件について、4 月 1 1 日に役場会議室にて、申請者、近隣者、調査担当者及び事務局 3 名で話し合いを実施し、両者納得の上合意しました。</p> <p>第 1 回総会では、両者の意見を再確認し再審議するという案件でしたが、1 1 日に両者が納得したので、4 月 1 3 日に、私、職務代理、調査担当者で会議を実施し、保留とした内容を確認することが出来たため、許可相当としました。処理方法については、県にも確認済みですので、報告します。</p> <p>農業委員及び推進委員の活動計画について、前回の総会でも話がありましたが、国から 5 月末までに作成するように指示があったが、詳細は示されていないため作成できていない状況のため、作成に当たっては、会長及び事務局に一任していただき、6 月または 7 月の総会で報告することで進めたいと思いますので、ご了承をしていただきたいと思います。</p> <p>推進委員の活動については、7 月頃から荒廃農地の調査を行う方向で進めております。皆さんの意見を聞かなければならないのですが、それにあわせて、農業委員と推進委員で 3 条等の現地確認等をし、推進委員も総会に出席してもらってはどうかと思っておりますので後ほど意見をいただきたいと思います。</p> <p>よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、議事日程 3 の「議事録署名人の指名」について、大多喜町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により議事録署名人を指名いたします。</p>

	<p>2 番の佐川委員、4 番の森委員にお願いします。</p> <p>早速、議事日程 4 の「議件」に入らせていただきます。        なお、質問のある方は、挙手をして許可を得た後、発言されるようお願いいたします。</p> <p>議案第 1 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (寺井)</p>	<p>議案第 1 号の頁をお開きください。        議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」        下記のとおり、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請があったので、その可否について意見を求める。        番号 5。所在・地番：小土呂字山王堀〇〇。地目：田。地積：706 m<sup>2</sup>。        権利者：大多喜町小土呂〇〇番地〇〇〇〇氏。義務者：市原市鶴舞〇〇番地〇〇〇〇氏及びいすみ市岬町江場土〇〇番地〇〇〇〇氏。        事由：譲受人/10 年以上前から小作をしているため。譲渡人/住居地から遠隔なため。権利内容：売買による所有権移転。        なお、権利取得後の農業経営の実態につきましては 2 頁に掲載しております。        事務局からの説明は以上です。</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。        番号 5 につきましては 8 番の矢代委員が現地調査を担当されましたのでご報告をお願いします。</p>
<p>矢代委員 (8 番)</p>	<p>4 月 29 日の午後、申請者の〇〇氏に聞き取りを行い、現地調査を行って来ましたのでご報告いたします。        申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。申請地は水稻が作付けされており、義務者の方は耕作が出来ないため、権利者の方が 10 年前から耕作しており問題ないと思われま        す。ご審議の程お願いいたします。</p> <p>ご苦労様でした。矢代委員からの報告が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>
<p>議長 (渡辺会長) 議場</p>	<p>何かご質問はありますか。</p> <p>————— 「なし」の声あり —————</p>
<p>議長</p>	<p>それでは特にご質問がないようですので、番号に 2 ついて許可</p>

(渡辺会長)	<p>することとしてご異議ございませんか。</p>
議 場	<p>———— 「異議なし」の声あり ————</p>
議 長 (渡辺会長)	<p>異議なしと認め、番号 5 につきましては許可することで決定いたします。</p>
事 務 局 ( 寺 井 )	<p>議案第 1 号については以上です。</p> <p>続きまして議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請について」を議題といたします。なお、次の議案第 3 号 5-2 と関係がありますので、事務局から合わせて説明をお願いします。</p> <p>3 頁をご覧ください。</p> <p>議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請について」下記のとおり、農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更について申請があったので、その可否について意見を求める。</p> <p>番号 1。所在・地番：堀之内字上ノ基〇〇番。地目：畑。地積 793 m<sup>2</sup>。農地種別：2 種。農用地区域：外。権利者：茨城県稲敷郡河内町片巻〇〇番地〇〇〇〇。義務者：大多喜町堀之内〇〇番地〇〇〇氏。変更内容：変更前 権利内容 賃借権設定 変更後 権利内容 所有権移転 変更理由 申請書記載誤りのため。本件は令和 4 年 2 月総会にて、譲渡人が変更となり従前の計画を承継するという内容で審議されたものですが、この度権利内容記載内容の誤りがあったため再度申請がされたものです。</p> <p>議案第 3 号 5-2 と関係がありますので、説明させていただきます。</p> <p>議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」下記のとおり、農地法第 5 条の規定による転用の許可申請があったので、その可否について意見を求める。</p> <p>番号 2。所在・地番：堀之内上の基〇〇番。地目：畑。地積 793 m<sup>2</sup>。農地種別：2 種。農用地区域：外。権利者：茨城県稲敷郡河内町片巻〇〇番地〇〇〇〇。義務者：大多喜町堀之内〇〇番地〇〇〇氏。事由：申請地を譲り受け太陽光発電施設を設置し事業投資を行いたい。転用を伴う所有権移転です。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議 長 (渡辺会長)	<p>説明が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>
小 高 委 員 ( 6 番 )	<p>令和 4 年 3 月の総会で同じ案件が提示されており、譲渡人の住所が変わっているので住所の変更でよろしいでしょうか。</p>

事務局 (寺井)	3月総会時には登記簿で確認しておりましたが、今回の申請では、住民票で確認した結果、違っていたために申請時に修正をしてもらっております。
小高委員 (6番)	住所の変更で提出しているということですね。
事務局 (寺井)	住所も変更になっているが、大きなところは権利内容が所有権移転に変更になっているということです。
議長 (渡辺会長) 議場	他に質問はありますか。  ———— 「なし」の声あり ————
議長 (渡辺会長)	それでは特にご質問がないようですので、議案第2号番号1番について許可することとしてご異議ございませんか。
議場	———— 「異議なし」の声あり ————
議長 (渡辺会長)	異議なしと認め、議案第2号番号1番につきましては許可することと決定いたします。
	議案第3号5-2について許可することとしてご異議ございませんか。
議場	———— 「異議なし」の声あり ————
議長 (渡辺会長)	異議なしと認め、議案第3号5-2につきましては許可することと決定いたします。
	続きまして議案第3号5-3以降を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
事務局 (寺井)	番号5-3。所在・地番：猿稻内岡〇〇番。地目：畑。地積369㎡。農地種別：2種。農用地区域：外。権利者：茂原市大芝〇〇番地〇〇〇〇。義務者：大多喜町泉水〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：自己用専用住宅を建築するため。転用を伴う所有権移転。
	番号5-4。所在・地番：筒森物見塚下〇〇番。地目：畑。地積369㎡他6筆、合計7筆3,761㎡。農地種別：2種。農用地区域：外。権利者：千葉市若葉区加曾利町〇〇番地〇〇〇〇。義務者：東京都荒川区南千住〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：ドッグランの経営を計画しているため。転用を伴う所有権移転。

	<p>番号 5-5。所在・地番：面白宮ノ前〇〇番。地目：田。地積 535 m<sup>2</sup> 他 1 筆、合計 2 筆 727 m<sup>2</sup>。農地種別：2 種。農用地区域：外。権利者：東京都中央区晴海〇〇番地〇〇〇〇。義務者：千葉県木更津市清見台東〇〇番地〇〇〇氏。事由：申請地にキャンプ場を経営したいため。転用を伴う所有権移転。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議 長 (渡辺会長)	番号 5-3 につきましては小高委員が現地調査を担当されましたのでご報告をお願いします。
小 高 委 員 ( 6 番 )	<p>4 月 28 日の 13 時 30 分に譲受人の代理人及び事務局の立会いにより現地調査を行って参りましたのでご報告いたします。</p> <p>申請地は資料の位置図・案内図にそれぞれ示してある場所となります。</p> <p>申請地は畑で所有者が野菜を栽培していたが、その一部を親類の申請者に住宅建設のために譲り渡し、建設の承諾を与えている。そして隣の畑との境には、申請者が生垣を形成して防除するので、畑作への被害はないと思われます。排水については、申請地に接する町道に U 字溝を埋けて反対側の既設排水路へ放流するので問題ないと思われます。ご審議の程お願いいたします。</p>
議 長 (渡辺会長)	<p>説明が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p> <p>何かご質問はありますか。</p>
議 場	———— 「なし」の声あり ————
議 長 (渡辺会長)	それでは特にご質問がないようですので、番号 5-3 ついて許可することとしてご異議ございませんか。
議 場	———— 「異議なし」の声あり ————
議 長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号 5-3 につきましては許可することで決定いたします。
佐 川 委 員	<p>番号 5-4 につきましては佐川委員が現地調査を担当されましたのでご報告をお願いします。</p> <p>5 月 6 日の 13 時 30 分に譲受人、譲受人の代理人、加曾利委員及</p>

<p>( 2 番 )</p>	<p>び事務局の立会いにより現地調査を行って参りましたのでご報告いたします。</p> <p>申請地は資料の位置図・案内図にそれぞれ示してある場所となります。</p> <p>申請地は令和2年12月に譲渡人が購入しております。鳥獣被害が多いということで、営農を諦めました。また、県外に引っ越しをしたということで、非耕作地となっております。隣接地の方が草刈りを実施しており、周囲は山に囲まれております。今後は申請者によりドッグランと利用するため、周囲にフェンスを設置し造成等を行わない予定です。ドッグランを利用する方は、会員制で、神奈川県を中心となる予定です。隣接地の方の同意も得ております。ご審議の程お願いいたします。</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>説明が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p> <p>何かご質問はありますか。</p>
<p>渡 邊 委 員</p>	<p>車の駐車場所はどうするのですか。</p>
<p>( 3 番 )</p>	<p></p>
<p>佐 川 委 員</p>	<p>資料の土地利用計画図のとおりです。</p>
<p>( 2 番 )</p>	<p></p>
<p>小 高 委 員</p>	<p>隣接地に耕作している農地はあるのですか。</p>
<p>( 6 番 )</p>	<p></p>
<p>佐 川 委 員</p>	<p>畑があります。</p>
<p>( 2 番 )</p>	<p></p>
<p>小 高 委 員</p>	<p>畑に問題はないのですか。</p>
<p>( 6 番 )</p>	<p></p>
<p>佐 川 委 員</p>	<p>問題ないです。</p>
<p>( 2 番 )</p>	<p></p>
<p>小 高 委 員</p>	<p>近隣に民家がありますが、農業委員会と関係ないと思いますが、ドッグランということですが近隣の方に同意を得た方がよいのではないのでしょうか。</p>
<p>( 6 番 )</p>	<p></p>
<p>佐 川 委 員</p>	<p>近隣の方に説明し同意を得ているということです。</p>
<p>( 2 番 )</p>	<p></p>
<p>議 長</p>	<p>何かご質問はありますか。</p>
<p>(渡辺会長)</p>	<p></p>
<p>井 口 委 員</p>	<p>ドッグランということで、闘犬以外の犬種となっておりますが、犬が逃げると問題になりますよね。</p>
<p>( 6 番 )</p>	<p></p>
<p>佐 川 委 員</p>	<p>しつけをされている犬のようなので、問題はないと思います。</p>
<p>( 2 番 )</p>	<p></p>



小高委員 (6番)	県外の方が犬を預けるということですか。
加曾利委員 (1番)	同席しましたが、都会の方で散歩が出来ない方が来て日帰りで運動をさせるということです。
矢代委員 (8番)	犬が来ることで、サル等の対策にもなるという話でした。 計画書にあるとおり、日帰りで運動をさせるという内容で、フェンス等で安全対策もしているということで、問題はないのでしょうか。
議長 (渡辺会長)	何かご質問はありますか。
議場	———— 「なし」の声あり ————
議長 (渡辺会長)	それでは特にご質問がないようですので、番号 5-4 ついて許可することとしてご異議ございませんか。
議場	———— 「異議なし」の声あり ————
議長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号 5-4 につきましては許可することで決定いたします。
	番号 5-5 につきましては加曾利委員が現地調査を担当されましたのでご報告をお願いします。
加曾利委員 (1番)	5月6日の15時30分に譲受人の代理人、佐川委員及び事務局の立会いにより現地調査を行って参りましたのでご報告いたします。 申請地は資料の位置図・案内図にそれぞれ示してある場所となります。管理用のプレハブ及びトイレがあり資材と思われる物が散乱しておりました。現状は不耕作地で草は刈られている状況でした。隣接地の方は同意しており、キャンプ場を経営したいとのことです。事務局から補足説明をお願いします。
事務局 (寺井)	申請地ですが、1年位前からキャンプを行っていたため、夷隅農業事務所と現地を確認し、指導を行った結果、今回申請をしてきました。 ご審議の程お願いいたします。
議長	説明が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。

(渡辺会長)	す。
	何かご質問はありますか。
小高委員 (6番)	隣接に農地はありますか。
加曾利委員 (1番)	農地はありますが不耕作地です。
小高委員 (6番)	隣接地の方は、同意をしているのですか。
加曾利委員 (1番)	同意をしております。
小高委員 (6番)	他に懸案事項はありますか。
加曾利委員 (1番)	資材が散乱しており、片付けるように指導し片付けるということでしたが、片付けがされていない状況なので、今後のために許可することはどうかと思います。
渡辺委員 (3番)	法的にはどうなのですか。
事務局 (寺井)	最初は口頭注意等を行って、悪質な場合はいろいろな処理等があります。
小高委員 (6番)	申請はされているので、片付けがされていないことで保留するのかどうか。事務局としてどうですか。
事務局 (鈴木)	県に確認した結果、農地のため農業に関係のないもの以外は撤去してからということでした。
井口委員 (6番)	許可はしなければならないと思うが、何らかの意思表示をしておいた方がよいのではないのでしょうか。
佐川委員 (2番)	片付いていなかったが、弁明はあったのですか。
加曾利委員 (1番)	明確な回答はありませんでした。
小高委員 (6番)	話の状況から今回は保留とした方がよいのではないのでしょうか。片付いたら、許可相当とすることでどうでしょうか。
矢代委員 (8番)	農業委員会の許可を得たければ、片付けをするように強く指導した方がよいのではないのでしょうか。いつまでも保留しておく訳にはいかないと思います。
議長 (渡辺会長)	今回は審議保留とし、片付けをするように指導するというものでいかがでしょうか。
事務局長 (秋山)	片付けがされた場合、総会を待たずに許可相当とすることでよろしいのでしょうか。

議 長 (渡辺会長)	片付けが確認でき次第、許可相当とすることによろしいでしょうか。
議 場	———— 「異議なし」の声あり ————
議 長 (渡辺会長)	番号 5-5 につきましては審議保留することといたします。
	議案第 3 号については以上です。
	<p>続きまして議案第 4 号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願」を議題といたします。</p> <p>それでは事務局から説明をお願いいたします。</p>
事 務 局 ( 寺 井 )	議案第 4 号については、申請者の都合により取り下げをしたとの申し出がありましたので、今回の審議案件から除きます。
議 長 (渡辺会長)	<p>続きまして議案第 5 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。</p> <p>それでは事務局から説明をお願いいたします。</p>
事 務 局 ( 寺 井 )	<p>7 頁をご覧ください。</p> <p>議案第 5 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画について」農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画を下記のとおり作成するにあたり大多喜町長から決定を求められたので、その可否について意見を求める。</p>
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 大多喜町農用地利用集積計画(案)：別添のとおり</li> <li>2. 公告を予定する日：令和 4 年 5 月 11 日</li> </ol>
	<p>なお、本案件の整理番号 4-4 及び 4-5 については〇〇委員自身が関係する案件ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」規定により、問う案件の審議の開始から終了まで〇〇委員には退出していただきます。</p>
議 長 (渡辺会長)	〇〇議員退出をお願いします。
事 務 局 ( 寺 井 )	農用地利用集積計画各筆明細書。整理番号 4-4。①利用権を設定する土地・利用権の条件：横山字内岡墓〇〇番。地目：田。地積 839

	<p>m<sup>2</sup>他 3 筆で合計 4 筆 3,420 m<sup>2</sup>。利用計画：畑として利用。借賃：0 円。②利用権設定の期間：3 年 0 か月。期間開始の日/令和 4 年 5 月 10 日から。期間満了の日/令和 7 年 5 月 9 日まで。③利用権の種類：使用貸借権。貸付者：大多喜町泉水〇〇番地〇〇〇氏。借受者：大多喜町泉水〇〇番地〇〇〇氏。</p> <p>整理番号 4-5。①利用権を設定する土地・利用権の条件：久保字内岡墓〇〇番。地目：田。地積 2,013 m<sup>2</sup>他 1 筆で合計 2 筆 2,355 m<sup>2</sup>。利用計画：畑として利用。借賃：0 円。②利用権設定の期間：3 年 0 か月。期間開始の日/令和 4 年 5 月 10 日から。期間満了の日/令和 7 年 5 月 9 日まで。③利用権の種類：使用貸借権。貸付者：大多喜町泉水〇〇番地〇〇〇氏。借受者：大多喜町泉水〇〇番地〇〇〇氏。</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>
<p>井 口 委 員 ( 6 番 )</p>	<p>地目は田となっており、畑で利用となっているのですが、現況はどのようなのですか。</p>
<p>事 務 局 ( 寺 井 )</p>	<p>現地の確認はしていないのですが、畑として利用するという計画なので、畑となっていると思われます。</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>他に質問のある方はいらっしゃいますか。</p>
<p>議 場</p>	<p>—— 「なし」の声あり ——</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>ご質問がないようですので、整理番号 4-4 及び 4-5 について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
<p>議 場</p>	<p>—— 「異議なし」の声あり ——</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>異議なしと認め、原案のとおり決定することとします。</p> <p>〇〇委員の入室を認めます。</p>
<p></p>	<p>引き続き整理番号 4-6 以降の審議に入ります。 それでは事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>新規設定のみ説明させていただき、更新については説明を省略</p>

( 寺 井 )

させていただきます。

整理番号 4-6。①利用権を設定する土地・利用権の条件：田丁字下屋敷〇〇番。地目：田。地積 178 m<sup>2</sup>他 8 筆で合計 9 筆 2,818 m<sup>2</sup>。利用計画：畑として利用。借賃：米 60 kg。②利用権設定の期間：5 年 0 か月。期間開始の日/令和 4 年 5 月 10 日から。期間満了の日/令和 9 年 5 月 9 日まで。③利用権の種類：貸借権。貸付者：大多喜町大多喜〇〇番地〇〇〇氏。借受者：大多喜町田丁〇〇番地〇〇〇氏。

整理番号 4-7。①利用権を設定する土地・利用権の条件：小土呂字山王堀〇〇番。地目：田。地積 2,729 m<sup>2</sup>合計 1 筆 2,729 m<sup>2</sup>。利用計画：水田として利用。借賃：10,000 円。②利用権設定の期間：5 年 0 か月。期間開始の日/令和 4 年 5 月 10 日から。期間満了の日/令和 9 年 5 月 9 日まで。③利用権の種類：貸借権。貸付者：印旛郡酒々井町上本佐倉〇〇番地〇〇〇氏。借受者：大多喜町小土呂〇〇番地〇〇〇氏。

整理番号 4-8。①利用権を設定する土地・利用権の条件：小土呂字山王堀〇〇番。地目：田。地積 2,209 m<sup>2</sup>合計 1 筆 2,209 m<sup>2</sup>。利用計画：水田として利用。借賃：10,000 円。②利用権設定の期間：5 年 0 か月。期間開始の日/令和 4 年 5 月 10 日から。期間満了の日/令和 9 年 5 月 9 日まで。③利用権の種類：貸借権。貸付者：市原市国分寺台中央〇〇番地〇〇〇氏。借受者：大多喜町小土呂〇〇番地〇〇〇氏。

整理番号 4-9。①利用権を設定する土地・利用権の条件：横山字駒田〇〇番。地目：田。地積 1,021 m<sup>2</sup>他 2 筆合計 3 筆 3,063 m<sup>2</sup>。利用計画：畑として利用。借賃：20,000 円。②利用権設定の期間：10 年 0 か月。期間開始の日/令和 4 年 5 月 10 日から。期間満了の日/令和 14 年 5 月 9 日まで。③利用権の種類：貸借権。貸付者：大多喜町紺屋〇〇番地〇〇〇氏。借受者：大多喜町横山〇〇番地〇〇〇氏。

整理番号 4-10。①利用権を設定する土地・利用権の条件：横山字細谷〇〇番。地目：田。地積 1,021 m<sup>2</sup>他 1 筆合計 2 筆 1,328 m<sup>2</sup>。利用計画：畑として利用。借賃：20,000 円。②利用権設定の期間：10 年 0 か月。期間開始の日/令和 4 年 5 月 10 日から。期間満了の日/令和 14 年 5 月 9 日まで。③利用権の種類：貸借権。貸付者：大多喜町泉水〇〇番地〇〇〇氏。借受者：大多喜町横山〇〇番地〇〇〇氏。

整理番号 4-11。①利用権を設定する土地・利用権の条件：横山字細谷〇〇番。地目：田。地積 379 m<sup>2</sup>他 1 筆合計 2 筆 1,400 m<sup>2</sup>。利用計画：畑として利用。借賃：15,000 円。②利用権設定の期間：10 年 0 か月。期間開始の日/令和 4 年 5 月 10 日から。期間満了の

日/令和 14 年 5 月 9 日まで。③利用権の種類：貸借権。貸付者：大多喜町田丁〇〇番地〇〇〇氏。借受者：大多喜町横山〇〇番地〇〇〇氏。

整理番号 4-15。①利用権を設定する土地・利用権の条件：久我原字川崎〇〇番。地目：田。地積 3,086 m<sup>2</sup>他 5 筆合計 6 筆 11,545 m<sup>2</sup>。利用計画：水田として利用。借賃：米 340kg。②利用権設定の期間：3 年 0 か月。期間開始の日/令和 4 年 5 月 10 日から。期間満了の日/令和 7 年 5 月 9 日まで。③利用権の種類：貸借権。貸付者：大多喜町久我原〇〇番地〇〇〇氏。借受者：大多喜町大戸〇〇番地〇〇〇氏。

整理番号 4-16。①利用権を設定する土地・利用権の条件：久我原字長町〇〇番。地目：田。地積 1,031 m<sup>2</sup>他 1 筆合計 2 筆 3,951 m<sup>2</sup>。利用計画：水田として利用。借賃：19,790 円。②利用権設定の期間：3 年 0 か月。期間開始の日/令和 4 年 5 月 10 日から。期間満了の日/令和 7 年 5 月 9 日まで。③利用権の種類：貸借権。貸付者：大多喜町久我原〇〇番地〇〇〇氏。借受者：大多喜町大戸〇〇番地〇〇〇氏。

整理番号 4-17。①利用権を設定する土地・利用権の条件：三又字田向〇〇番。地目：田。地積 1,682 m<sup>2</sup>他 1 筆合計 2 筆 3,202 m<sup>2</sup>。利用計画：水田として利用。借賃：0 円。②利用権設定の期間：3 年 0 か月。期間開始の日/令和 4 年 5 月 10 日から。期間満了の日/令和 7 年 5 月 9 日まで。③利用権の種類：使用貸借権。貸付者：大多喜町三又〇〇番地〇〇〇氏。借受者：大多喜町大戸〇〇番地〇〇〇氏。

整理番号 4-18。①利用権を設定する土地・利用権の条件：三又字赤堀〇〇番。地目：田。地積 1,100 m<sup>2</sup>他 1 筆合計 2 筆 1,861 m<sup>2</sup>。利用計画：水田として利用。借賃：0 円。②利用権設定の期間：3 年 0 か月。期間開始の日/令和 4 年 5 月 10 日から。期間満了の日/令和 7 年 5 月 9 日まで。③利用権の種類：使用貸借権。貸付者：大多喜町三又〇〇番地〇〇〇氏。借受者：大多喜町大戸〇〇番地〇〇〇氏。

整理番号 4-19。①利用権を設定する土地・利用権の条件：三又字赤堀〇〇番。地目：田。地積 1,520 m<sup>2</sup>合計 1 筆 1,520 m<sup>2</sup>。利用計画：水田として利用。借賃：0 円。②利用権設定の期間：3 年 0 か月。期間開始の日/令和 4 年 5 月 10 日から。期間満了の日/令和 7 年 5 月 9 日まで。③利用権の種類：使用貸借権。貸付者：大多喜町三又〇〇番地〇〇〇氏。借受者：大多喜町大戸〇〇番地〇〇〇氏。

なお、権利取得後の農業経営の状況につきましては、次頁に掲載してあるとおりとなります。議案第 5 号についての事務局からの

	説明は以上です。
議長 (渡辺会長)	事務局からの説明が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。
小高委員 (6番)	4-9 から 4-11 について、以前から取得したり賃借したりされている内容と関連はあるのでしょうか。
矢代委員 (8番)	今までの場所と隣接しているため、関連性はあると思います。本日の内容を追加した地図を事務局が作製し次第、お配りしていただければと思います。
議長 (渡辺会長)	他にご質問のある方はいらっしゃいますか。
議場	—— 「なし」の声あり ——
議長 (渡辺会長)	ご質問がないようですので、原案どおり決定することにご異議ございませんか。
議場	—— 「異議なし」の声あり ——
議長 (渡辺会長)	異議なしと認め、原案のとおり決定することとします。 議案第5号については以上です。 議件は以上でございます。
	それでは議事日程5「報告事項」について事務局よりお願いいたします。
事務局 (寺井)	報告第1号をご覧ください。 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について」 下記のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出があったので報告する。 番号4-1。所在・地番：下大多喜字西原〇〇番。地目：田。地積：2,495㎡他7筆で合計8筆8,176㎡。登記原因・日付：相続・令和3年8月16日。権利者：大多喜町下大多喜〇〇番地〇〇〇〇氏。 番号4-2。所在・地番：筒森字幾定〇〇番。地目：田。地積：697㎡他26筆で合計27筆12,699.77㎡。登記原因・日付：相続・令和4年4月11日。権利者：大多喜町筒森〇〇番地〇〇〇氏。 番号4-3。所在・地番：小田代字宮下〇〇番。地目：田。地積：

327 m<sup>2</sup>他 3 筆で合計 4 筆 2,888 m<sup>2</sup>。登記原因・日付：相続・令和 4 年 4 月 18 日。権利者：茂原市萩原町〇〇番地〇〇〇氏。

番号 4-4。所在・地番：石神字中日西後〇〇番。地目：田。地積：856 m<sup>2</sup>他 5 筆で合計 6 筆 3,850 m<sup>2</sup>。登記原因・日付：相続・令和 4 年 4 月 14 日。権利者：大多喜町大戸〇〇番地〇〇〇氏。

番号 4-5。所在・地番：三又字周ヶ崎〇〇番。地目：畑。地積：604 m<sup>2</sup>他 8 筆で合計 9 筆 7,055 m<sup>2</sup>。登記原因・日付：相続・令和 4 年 4 月 13 日。権利者：大多喜町三又〇〇番地〇〇〇〇氏。

報告第 1 号は以上です

報告第 2 号「農地の転用事実に関する照会について」

下記のとおり、千葉地方法務局いすみ出張所登記官から農地の転用に関する照会があったので報告する。

番号 22。所在・地番：西部田字川田〇〇番。地目：田。地積：913 m<sup>2</sup>。変更登記地目：山林。登記原因・日付：地目変更/年月日不詳。令和 4 年 3 月 31 日現地調査。照会地西部田 574 番 3 の現況は傾斜地となっており、所有者の話によると昭和 45 年 7 月豪雨によって農地がえぐられ、元々生えていた杉もこの豪雨がきっかけとなり溝腐病となり伐採し、切り株だけが残ったまま現在まで耕作不能な状態であった。

又隣接する筆の現況が山林化している事もあり、農地としての復元は困難と判断し、非農地として回答した。土地所有者の住所・氏名：大多喜町西部田〇〇番地〇〇〇〇氏。

番号 23。所在・地番：上原字実ノ田〇〇番。地目：田。地積：1,824 m<sup>2</sup>、所在・地番：上原字実ノ田〇〇番。地目：田。地積：69 m<sup>2</sup>、所在・地番：上原字実ノ田〇〇番。地目：田。地積：1,041 m<sup>2</sup>。変更登記地目：山林。登記原因・日付：地目変更/年月日不詳。令和 4 年 3 月 31 日現地調査。照会地は筆の大部分に雑木や竹、雑草が繁茂し、ぬかるみも見られた。道路からも段差があり、耕作機械が入れる道もなく、日当たりも悪い場所であるため、農地としての復元は困難であると判断し、非農地として回答した。土地所有者の住所・氏名：大多喜町上原〇〇番地〇〇〇〇氏。

報告第 2 号は以上です

報告第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の取下について」下記のとおり、農地法第 3 条による許可申請の取下願の提出があったので報告する。

1 農地法第 3 条の規定による許可申請日 令和 4 年 3 月 22 日

2 農地法第 3 条の規定による許可申請の取下願の提出日 令和 4 年 4 月 19 日

願出者（譲受人）大多喜町板谷〇〇番地〇〇〇〇氏。願出者（譲渡人）千葉



	<p>市中央区仁戸名町〇〇番地〇〇〇〇氏。所在・地番：板谷字久保墓〇〇番。地目：田。地積：207 m<sup>2</sup>他 2 筆合計 3 筆 595 m<sup>2</sup>。取下げ事由 売買契約内容を見直したい。</p> <p>報告第 4 号「軽微な農地改良の届出について」届出があったので報告する。</p> <p>所在・地番：平沢小畑〇〇番。地目：田。地積：750 m<sup>2</sup>他 1 筆合計 2 筆 849 m<sup>2</sup>。埋め立て後の利用 畑。土地所有者大多喜町平沢〇〇番地〇〇〇〇氏。工事期間 令和 4 年 5 月 12 日から令和 5 年 3 月 31 日まで</p> <p>報告事項は以上となります。</p> <p>以上、報告事項でございますので、ご了承いただきたいと思います。</p> <p>続きまして議事日程 6 「その他」に入ります。</p> <p>事務局から何かございますか。</p> <p>特にございません。</p> <p>他に意見がないようなので以上をもちまして議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>
議長 (渡辺会長)	
事務局長 (秋山課長)	<p>以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。</p> <p>お疲れ様でした。</p> <p>閉 会 (午後 4 時 1 1 分)</p>

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年5月9日

議長 渡辺忠洋

署名委員 佐川順一郎

署名委員 森紀久嗣